

平成18年6月5日

株 主 各 位

埼玉県狭山市柏原393番地  
**八千代工業株式会社**  
代表取締役社長 大 竹 茂

## 第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県川越市新富町1丁目22番地  
川越プリンスホテル 3階 ダイヤモンドルーム  
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第53期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
  2. 第53期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 第53期利益処分案承認の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役18名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件
  - 第5号議案 第53期役員賞与支給の件
  - 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

---

◎ご案内 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 240,123個

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 第53期利益処分案承認の件

利益処分は、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案いたしまして、別添の「第53期（2005年度）事業ご報告」29頁に記載のとおり実施いたしたいと存じます。

当期の期末配当金につきましては、1株につき10円といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日から施行されたことに伴い、定款の一部変更を行うものであります。

① 会社法では、株式会社は、定款の定めによって会社機関の設置を選択できることとなり、当社は、従来どおり取締役会および監査役会を継続して設置するものとし、これらの機関を設置する旨を定款において明示するものであります。

② 会社法では、株券発行、株主総会招集、取締役会決議、配当など定款の定めによって選択できる制度が新たに設けられました。これに伴い、当社は、株券を発行すること、株主総会招集地を制限しないこと、取締役会の決議の省略を可能とすることなどを選択し、定款においてその旨を定めるものであります。

③ 会社法では、従来の商法と異なる規定や用語が採用されていることから、定款の文言を会社法の規定に合わせて変更するものであります。

(2) 上記(1)の変更に伴い、必要な条数の繰り下げ等、条文の整備を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、八千代工業株式会社と称し、英文では、YACHIYO INDUSTRY CO. , LTD. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 自動車および自動車部品の製造、販売および修理</li><li>(2) 娯楽教育用の車輛、舟艇、その他乗物の製造および販売</li><li>(3) 金属製品および樹脂製品の製造および表面処理加工</li><li>(4) 前各号に関連する技術の供与および前各号に関連する装置、部品、用品の製造および販売</li><li>(5) 倉庫業および不動産の賃貸</li><li>(6) 前各号に関連する一切の業務</li></ul> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を埼玉県狭山市に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、7,000万株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、7,000万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(取締役会決議による自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>単元未満株式の買増</u>)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下、同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨</u>を請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取および買増、届出の受理その他株式に関する手続き</u>ならびに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する</u>。</p>	<p>(<u>単元未満株式の売渡</u>)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下、同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その<u>有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する<u>取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取および買増、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（基準日）</p> <p>第11条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>② 本定款に定めるもののほか、権利を行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは<u>登録質権者</u>をもって、その権利を行使することのできる株主または<u>登録質権者</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>（招集）</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（基準日）</p> <p>第13条 当社は、<u>毎事業年度末現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>② 本定款に定めるもののほか、権利を行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは<u>登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使することのできる株主または<u>登録株式質権者</u>とする<u>ことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>（招集）</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に<u>もとづき</u>、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>③ 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>④ 株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地にこれを招集することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>② <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p>	<p>② <u>前項のほか必要のある場合は、いつでも株主総会を招集する。</u></p> <p>③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に<u>よって</u>、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、当会社の本店に10年間備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、また取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>② <u>取締役社長は、当会社を代表する。</u></p> <p>③ <u>取締役社長のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を行い、監査役が当該提案につき異議を述べないときは、当該提案を承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第24条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第25条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p>	<p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前<u>まで</u>に各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与<u>その他の職務執行の対価として当社社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべ</u><u>き</u>時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第27条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第28条 監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、監査役会において定める監査役会規則による。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>(監査役会招集の通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第30条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第31条 当会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を<u>選定する</u>。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会招集の通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日より3日前<u>まで</u>に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第32条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 <u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して金銭の分配（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第34条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</u></p>

### 第3号議案 取締役18名選任の件

取締役全員16名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化をはかるため2名を増員し、取締役18名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	おお たけ しげる 大竹 茂 (昭和23年 3月29日生)	昭和41年10月 当社入社 昭和58年6月 同 取締役 昭和62年6月 同 常務取締役 平成3年6月 同 専務取締役 平成9年6月 同 代表取締役(現任) 平成10年6月 同 取締役副社長 平成12年6月 同 取締役社長(現任)	193,500株	なし
2	もり ぐち せい いち 森口 清一 (昭和24年 11月29日生)	昭和52年1月 本田技研工業(株)入社 平成12年4月 同 事業管理本部経理部長 平成12年6月 同 取締役 平成16年6月 当社代表取締役(現任) 平成16年6月 同 取締役副社長(現任)	5,100株	なし
3	て つか まさ と 手塚 正人 (昭和23年 9月21日生)	昭和46年4月 本田技研工業(株)入社 平成9年6月 ホンダ アール アンド ディ ノースアメリ カズ・インコーポレーテッド副社長 平成14年4月 当社入社 平成14年6月 同 常務取締役 平成14年6月 同 開発担当 平成15年5月 同 部品事業本部長 平成15年6月 同 代表取締役(現任) 平成15年6月 同 専務取締役(現任) 平成16年2月 同 開発本部長(現任) 平成16年6月 同 新機種統括(現任) 平成16年6月 同 リスクマネジメントオフィサー (現任) 平成17年6月 八千代工業(中山)有限公司董事 長(現任) 平成17年7月 八千代工業(武漢)有限公司董事 長(現任) ●八千代工業(中山)有限公司董事長 ●八千代工業(武漢)有限公司董事長	5,700株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 ●印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名		所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	あお やま とし お 青 山 利 夫 (昭和22年 12月7日生)	昭和41年4月 平成13年4月  平成13年6月 平成13年6月 平成13年10月  平成14年4月 平成14年6月 平成16年2月 平成16年6月 平成16年6月	本田技研工業(株)入社 同 生産本部鈴鹿製作所事業管理部 長 当社取締役 同 完成車事業本部担当 同 完成車事業本部完成車生産本部 長 同 完成車事業本部長 同 常務取締役 同 生産本部長 (現任) 同 代表取締役 (現任) 同 専務取締役 (現任)	5,900株	なし
5	し みず まさ かず 清 水 政 和 (昭和22年 6月9日生)	昭和41年4月 平成4年11月 平成5年6月 平成5年6月 平成9年6月 平成10年6月  平成10年6月  平成12年6月 平成13年5月  平成15年5月  平成17年4月	当社入社 同 企画室長 同 取締役 同 総務部長 同 製品企画・営業・購買担当 ヤチヨ オブ オンタリオ マニユファ クチュアリング インコーポレーテッ ド取締役社長 ワイ エム テクノロジー インコーポ レーテッド取締役社長 当社常務取締役 (現任) ヤチヨ オブ アメリカ インコーポ レーテッド取締役社長 ユー エス ヤチヨ インコーポレー テッド取締役社長 当社PFTグローバル推進室担当 (現任)	5,700株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
6	よし だ いち ろう 吉 田 一 郎 (昭和26年 7月23日生)	<p>昭和52年4月 当社入社 平成8年3月 同 海外事業部長 平成9年6月 同 取締役 平成9年10月 エーワイ マニュファクチュアリング リミテッド取締役社長 平成14年4月 当社部品事業本部技術本部長 平成14年6月 同 常務取締役(現任) 平成16年2月 ヤチヨ インダストリー(ユーカー) リミテッド取締役社長(現任) 平成16年2月 ユーワイ ティー リミテッド取締役 社長(現任) 平成17年11月 ヒラタ ヤチヨ リーシング リミテッ ド取締役社長(現任)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ヤチヨ インダストリー(ユーカー) リミテッド取 締役社長</li> <li>● ユー ワイ ティー リミテッド取締役社長</li> <li>● ヒラタ ヤチヨ リーシング リミテッド取締役社長</li> </ul>	8,200株	(注)1 記載
7	く ぼ た ひろし 久保田 博 (昭和23年 10月25日生)	<p>昭和57年6月 当社入社 平成9年2月 同 管理本部製品企画室長 平成10年6月 同 取締役 平成10年6月 同 営業本部長 平成12年6月 同 部品事業本部営業本部長 平成16年2月 同 開発本部営業部長 平成16年6月 同 常務取締役(現任) 平成17年6月 同 営業担当 平成18年4月 同 開発本部営業部長(現任)</p>	10,800株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
8	おお たけ まもる 大竹 守 (昭和28年 3月17日生)	昭和50年4月 当社入社 平成11年2月 ユー エス ヤチヨ インコーポレーテッド取締役社長 平成11年6月 当社取締役(現任) 平成15年5月 ヤチヨ オブ オンタリオ マニュファクチュアリング インコーポレーテッド取締役社長 平成15年5月 ワイ エム テクノロジー インコーポレーテッド取締役社長 平成17年11月 当社 生産本部担当 平成18年4月 同 購買・新機種担当(現任)	202,370株	なし
9	こ まつ やす のり 小松 泰典 (昭和22年 6月1日生)	昭和46年4月 本田技研工業(株)入社 平成8年8月 ホンダ アール アンド ディ ノースアメリカズ・インコーポレーテッド取締役 平成10年7月 当社入社 平成11年6月 同 開発本部長 平成12年6月 同 取締役(現任) 平成12年6月 同 部品事業本部開発本部長 平成16年2月 同 開発副本部長 平成17年6月 同 開発担当 平成18年4月 同 開発本部開発部長(現任)	6,200株	なし
10	よこ い はる ひこ 横井 晴彦 (昭和23年 3月29日生)	昭和60年9月 当社入社 平成10年6月 同 部品本部鈴鹿工場長 平成12年6月 同 取締役(現任) 平成12年6月 同 部品事業本部生産本部長 平成16年2月 同 生産副本部長 平成16年6月 同 部品事業部担当 平成17年6月 同 部品事業部事業部長 平成17年7月 八千代工業(中山)有限公司董事総経理(現任)	9,300株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
11	にし がい ゆき お 西海幸男 (昭和24年 10月5日生)	昭和43年4月 本田技研工業(株)入社 平成10年6月 同 日本本部国内生産本部埼玉製作所品質管理室技術主幹 平成12年1月 当社入社 平成13年9月 同 部品事業本部生産本部品質保証責任者(柏原工場担当) 平成14年6月 同 取締役(現任) 平成14年6月 同 品質監理・新機種・NYサークル・TQM担当 平成16年6月 同 品質統括(現任) 平成17年6月 同 品質監理・新機種・TQM担当(現任)	7,600株	なし
12	さか た ひで お 坂田英男 (昭和30年 3月1日生)	昭和51年4月 当社入社 平成12年12月 エーワイ マニュファクチュアリング リミテッド取締役副社長 平成15年6月 当社取締役(現任) 平成16年1月 エーワイ マニュファクチュアリング リミテッド取締役社長(現任) ●エーワイ マニュファクチュアリング リミテッド 取締役社長	10,200株	なし
13	やま だ とし お 山田敏雄 (昭和26年 5月8日生)	昭和47年4月 本田技研工業(株)入社 平成11年6月 ホンダ イタリア インダストリアーレ・エス・ピー・エー工場長 平成16年4月 当社入社 平成16年6月 同 取締役(現任) 平成16年6月 同 生産副本部長 平成16年6月 同 海外担当 平成17年4月 ユー エス ヤチヨ インコーポレーテッド取締役社長(現任) 平成17年11月 ヤチヨ オブ アメリカ インコーポレーテッド取締役社長(現任) ●ユー エス ヤチヨ インコーポレーテッド取締役社長 ●ヤチヨ オブ アメリカ インコーポレーテッド取締役社長	3,300株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名		所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
14	さくら い さだ お 桜井 貞雄 (昭和24年 11月8日生)	昭和43年4月 平成13年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年4月	本田技研工業(株)入社 同 生産本部海外生産支援センター 生産技術主幹 当社監査役 同 取締役(現任) 同 技術担当 同 海外生産・NYサークル担当 (現任) 同 開発本部技術部長(現任)	3,000株	なし
15	あら や みつる 新谷 満 (昭和21年 7月28日生)	昭和44年5月 平成11年10月 平成14年4月 平成14年6月 平成17年6月	本田技研工業(株)入社 同 監査室主幹 合志技研工業(株)入社 同 代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任) ●合志技研工業(株)代表取締役社長	0株	(注)2 記載
16	※ さ がわ かず お 佐川 一男 (昭和24年 9月1日生)	昭和43年4月 平成10年1月 平成11年6月 平成12年4月 平成13年4月 平成15年4月 平成15年4月 平成16年6月 平成17年4月 平成17年6月	本田技研工業(株)入社 同 日本本部四輪生産本部埼玉製作 所組立工場長 同 日本本部国内生産本部鈴鹿製作 所組立工場長 同 日本本部国内生産本部副本部長 ホンダ オブ ザ ユー・ケー・マニユ ファクチュアリング・リミテッド副社 長 本田技研工業(株)機能執行役員 同 生産本部埼玉製作所長 同 取締役 同 中国生産担当 同 執行役員(現任)	3,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
17	※ まつもと ひろし 松本 寛 (昭和25年 3月20日生)	昭和47年9月 平成元年5月 平成5年4月 平成10年6月 平成14年4月 平成18年4月	本田技研工業(株)入社 同 熊本製作所管理事務室総務ブ ロックブロックリーダー ホンダ オブザ ユー・ケー・マニュ ファクチュアリング・リミテッドマ ネージャー 本田技研工業(株)秘書室室長 アメリカン ホンダ モーター カンパ ニー・インコーポレーテッド副社長 当社社長付 (現任)	3,000株 なし
18	※ もり のの あきら 森 蘭 明 (昭和25年 1月14日生)	昭和51年4月 平成8年3月 平成11年2月 平成16年9月 平成18年4月	本田技研工業(株)入社 ホンダエンジニアリング(株)研究開発 部3Kブロックマネージャー ホンダエンジニアリング ノースアメ リカ・インコーポレーテッド カナダ ブランチ所長 ホンダエンジニアリング(株)事業企画 推進室企画推進ブロック生産技術 主幹 当社社長付 (現任)	3,000株 なし

- (注) 1. ユーワイティールミテッドは、当社の営業と同一の部類に属する営業を行っております。  
また、ヒラタヤチヨリーシングリミテッドは、土地・建物のリースを行っております。
2. 合志技研工業(株)は、当社の営業と同一の部類に属する営業を行っております。
3. ※印は新任候補者であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役津田真人氏は、本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、監査役1名をご選任願いたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

#### 監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴 ●印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
たかしのあきお 高篠昭夫 (昭和28年 3月1日生)	昭和53年4月 本田技研工業(株)入社 平成12年5月 ホンダエンジニアリング(株)第一研究室室長 平成14年4月 同 パワートレイン設備担当所付兼第一技術室室長 平成14年6月 同 取締役兼パワートレイン設備担当所付 平成17年4月 同 取締役兼二輪・汎用担当所付 平成18年4月 本田技研工業(株)業務監査室生産技術主幹(現任)	0株	なし

(注) 高篠昭夫氏は、社外監査役の要件を満たした新任候補者であります。

#### 第5号議案 第53期役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役16名に対し総額33,540,000円、当期末時の監査役3名に対し、総額3,914,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

## 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役杉山幸右氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

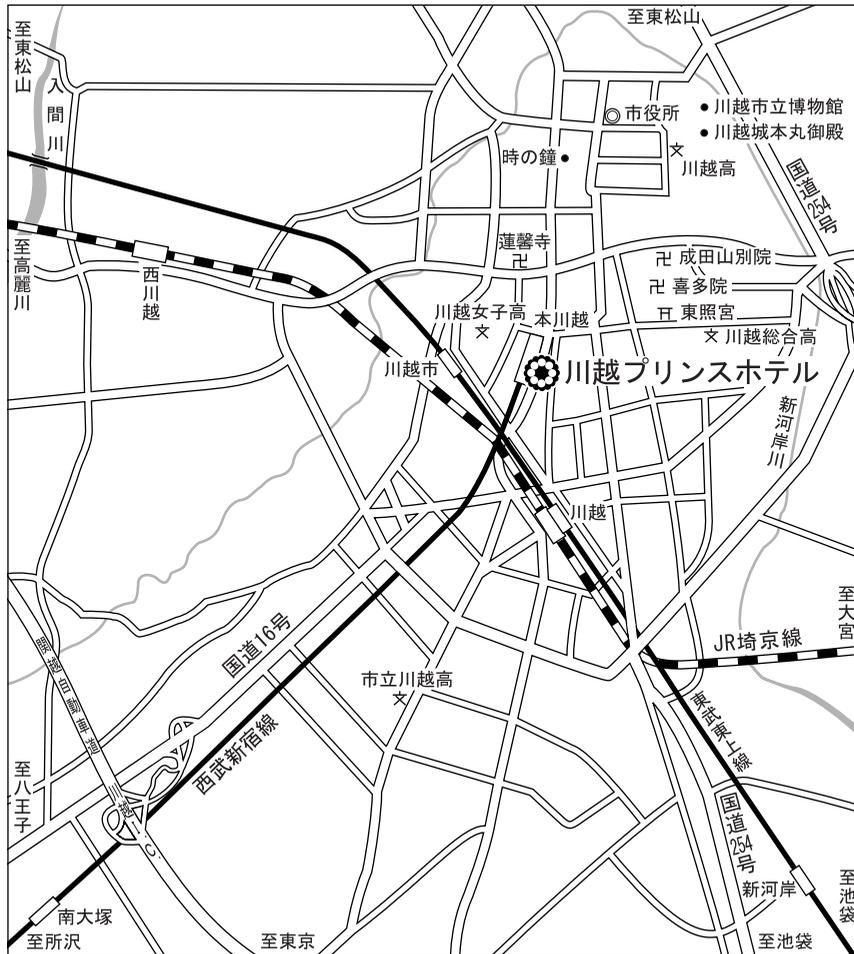
氏名	略歴
すぎやま こう 杉山 幸右	平成13年6月 当社取締役 平成14年6月 同 常務取締役（現任）

以上



## 定時株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県川越市新富町1丁目22番地  
川越プリンスホテル 3階 ダイヤモンドルーム  
電話 (049)227-1111



交通のご案内＝電車／1階が西武新宿線本川越駅。東武東上線川越市駅から徒歩7分。JR大宮駅からJR埼京線で川越駅まで20分。JR線、東武東上線の川越駅から徒歩10分。車／関越自動車道川越I.C.から3km(平常時10分)。